

津南町耐震改修促進計画【概略】

【計画の目的】

町は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

【計画の期間】

国の基本方針及び新潟県耐震改修促進計画と同様に、平成 27 年度までです。
ただし、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

【計画の対象】

対象地域は津南町全域とし、耐震改修の対象とする建築物は、昭和 56 年に導入された現行の耐震基準を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計された建築物です。

また、公共建築物については、各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が進められるものであり、民間建築物及び町有建築物について対象としています。

【町内の建築物の現状と推移と目標】

区分	現在（平成 19 年度）		推測（平成 27 年度）		目標
	戸・棟数	耐震化率	戸・棟数	耐震化率	
住宅	3,718 戸	59.0%	3,816 戸	64%	80%
特定建築物※1	71 棟	91.4%	71 棟	92%	95%
町有建築物※2	164 棟	73.7%			90%

※1 「特定建築物」とは、不特定多数の者が利用する、延床面積 1,000 m² 以上
建築階数 2 階建て以上の建築物です。

※2 町有建築物に関しては、優先度を考慮し耐震化に努めます。

【耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策】

「津南町木造住宅耐震診断支援事業」（補助事業）

町では、地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）により建築された木造住宅の耐震診断を希望する方を対象に、診断料の一部を補助します。

耐震診断の対象となる延べ床面積	耐震診断料	自己負担金	補助金
70 ㎡以下のもの	70,000 円	10,000 円	60,000 円
70 ㎡を超え 175 ㎡以下のもの	80,000 円	10,000 円	70,000 円
175 ㎡を超えるもの	100,000 円	10,000 円	90,000 円

【安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備】

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して建築物の耐震化を適正かつ円滑に進められるように、相談体制の整備や制度等の復旧啓発、耐震診断技術者の育成等に取り組みます。

【建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について】

建築物の耐震化を図り、安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、建築物の所有者等に対して、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

【耐震診断及び耐震改修の法による指導等】

町内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。